**休会申請についてのお知らせ**

山形県OT士会の休会制度は日本OT協会の制度に準じて実施しています。

休会の申請は、日本OT協会への申請手続きにより自動的に山形県OT士会も手続き完了となります。また、休会からの復会手続きも同様となります。

**申請期限が2024年1月31日まで**となっておりますので、ご希望される方はお忘れがないようご注意ください。

詳細は日本OT協会誌第142号（表紙裏）および日本OT協会ホームページ（会員向け情報＞会員の諸手続き＞休会制度）をご参照ください。

山形県作業療法士会　事務局